

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」平成28年度モデル事業結果概要

自治体	事業テーマ	具体的な内容	事業結果概要
北海道	所有者不明の猫対策	<p>ノラネコの増加により、絶滅危惧種であるウミガラスなどの海鳥を含む生態系や住民の生活環境が大きく影響を受けている他、天売島の厳しい自然環境はノラネコにとっても過酷な環境であることから、行政機関や動物愛護のNPO、獣医師会などが連携し、同島に生息するノラネコを殺処分することなく、なくすことにより天売島の生態系を維持し「人と猫と海鳥が共生する天売島」を目指している。</p> <p>具体的にはノラネコの捕獲、島外搬出を行い、医療行為を実施した後、北海道内のシェルターや預かりボランティアによる馴化を行い、譲渡会などで飼い主への譲渡を行っている。</p> <p>平成28年度のモデル事業では、天売島のノラネコ問題の取り組み全体のうち、島内の飼い猫の適正飼養促進を目的としたハンドブックの作成およびノラネコのより良い譲渡のための講習会の開催などを行った。</p>	<p>○島内の飼い猫の適正飼養を目的としたハンドブックの作成 島内を含め羽幌町内にも動物病院がないこともあり、島内における猫の適正飼養に関する知識は低いことから、島内の飼い猫（現在約40匹が飼い猫登録されている）の適正飼養を促進するために、猫の習性や病気などの基礎知識の他、適正な飼い方や外飼いの危険性などについて、イラストを交えた分かりやすいハンドブックを作成した。</p> <p>○ノラネコのより良い譲渡のための講習会の開催 道内のノラネコのより良い譲渡を促進させるため、シェルターメディスン講習会を開催し、主にシェルターにおける飼養管理・獣医療について、預かりボランティアをはじめ道内の行政関係者や動物愛護団体、獣医師、学生などを対象に講習会を開催した。約150名の参加者があり、同分野における関心の高さが伺えたほか、アンケート結果でもこのような講習会の継続を望む声が多かった。</p>
北海道	広域譲渡の推進	<p>極めて広域な地域を管轄している北海道は、動物愛護センター等の動物保護収容施設を設置していないことから、全道40ヶ所の保健所（支所）に分散する形で犬猫の引取り業務や譲渡事業を実施しているが、郡部にある保健所では、人口が少ないために地元での譲渡頭数が限定的であった。</p> <p>そこで、北海道・札幌市・北海道獣医師会・動物愛護団体等が協働して、郡部にある保健所で引き取られた犬猫を都市部で譲渡する広域譲渡会を試行し、この取組を通じて、広域譲渡を推進するための行政区域や行政と民間との垣根を超えた連携体制の構築を図るとともに、全道的な殺処分数の減少を目指す。</p>	<p>道内8つの保健所から犬5頭、猫9頭の計14頭が参加し、北海道と札幌市といった自治体の枠を超えた広域譲渡を中心としたイベントを開催した。その際、より多くの人に来てもらうため、災害時の同行避難に備えた訓練の実演や動物愛護クイズラリーなどのイベントも開催した。また、札幌市動物管理センターに収容されている犬猫及び参加動物愛護団体が保護している犬猫の譲渡会（パネル等による紹介を含む）も一緒にを行い、関心を高めた。</p> <p>その結果、真冬にも関わらず多くの来場者（約500名）があったことで、道立保健所では譲渡されずにいた犬猫3頭を一般の方に譲渡することができた。また、その他の犬猫11頭についても、動物愛護団体へ譲渡され、各団体において引き続き譲渡先を探すこととなった。</p> <p>今後は、開催時期・場所や実施体制を見直したうえで、広域譲渡会の試行を継続し、定期的な開催に向けた協働体制の構築や経験・ノウハウの蓄積を図ることとしている。</p>
茨城県	広域譲渡の推進	<p>平成27年度に引き続き、都道府県市の管轄区域を超えた広域的な譲渡、いわゆる「広域譲渡」の推進を図る。具体的には、譲り受け可能な自治体との間で譲渡に向けた調整をしながら、広域譲渡を継続的に実施する上での課題の解決策を検討する。</p> <p>また、平成28年度においては、広域譲渡の一つの手法として、本県が主催する譲渡会の参加資格となっている事前講習会を他の自治体での同様の講習会の受講をもって本県の譲渡会への参加を可能とすることにより、広く他自治体からの譲渡希望者を募集する。</p>	<p>各自治体が参加する会議等において、当該広域譲渡の実施可能性について照会したところ、参加可能な自治体がいくつか確認できたが、自治体間での譲渡条件等、一定の共通基準を作成する必要があり、広域譲渡を行う体制の整備までには至らなかった。</p> <p>他自治体との協議のなかで、お互いの動物愛護管理行政の実施状況等の情報共有による今後の業務の連携強化が図れたことや、譲渡条件の違い等の解決すべき課題が改めて確認できたことは一定の成果であったが、事務手続きや譲渡後のフォローアップ等により、他自治体への大きな負担になる可能性がある等、解決が難しいと考えられる課題もあった。</p> <p>各自治体においてボランティア団体等が譲渡事業に大きな役割を果たしているが、自治体間における譲渡に係る条件や基準は様々であることから、広域譲渡を実施する自治体間で統一した条件や基準の設定が必要と考えられた。</p>

東京都 (台東区)	保護犬の譲渡推進	<p>台東区において、東京都動物愛護相談センターで保護された犬の譲渡を推進するため、保護犬を譲り受けた区民(※)に対し、犬を登録する際、登録手数料を免除するなどの譲渡推進策を設けることにより、新しく犬を飼う人が保護犬を第一選択肢として考えるきっかけとなるよう支援する。</p> <p>※東京都動物愛護相談センターから譲渡団体を經由して犬を譲り受けた場合を含む</p>	<p>平成28年4月から、以下の内容にて「保護犬の譲渡推進事業」を開始した。</p> <p>○台東区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録手数料(3,000円)の免除 ・狂犬病予防注射済票交付手数料(550円)の初回免除 ・「台東区犬のしつけ教室」への参加費(2,000円)の免除 <p>○東京都</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都動物愛護相談センターから譲渡する際、全ての犬に「管理番号証明書」を発行 ・東京都動物愛護相談センターに登録している犬の譲渡団体(現在39団体)への事業周知 <p>○台東区獣医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合注射事業における狂犬病予防注射接種料(3,100円)の初回無料 <p>保護犬を譲り受けて登録に来る飼い主は一定数存在するが、他自治体から譲渡を受けたケースや譲渡団体が直接保護した犬の譲渡を受けたケースもあり、本事業の対象となるケースは2件のみであった。そのため、今後は譲渡団体等から譲渡を受けた犬についても、本事業の対象となるよう検討する。</p>
神奈川県	マイクロチップ等所有明示の推進	<p>平成25年度に犬の殺処分ゼロ、平成26年度に犬猫の殺処分ゼロを達成し、これを継続するために、終生飼養や所有明示の重要性に関する普及啓発、ボランティア活動の認知度の向上等を図る。</p> <p>この所有明示の啓発の一つとして、マイクロチップの装着、登録を推進するためには、まずは県民のマイクロチップに対する意識を把握することが必要であると考え、平成26年度にアンケート調査を実施した。</p> <p>また、マイクロチップ普及に大きな役割を果たすペットショップや獣医師に対するアンケート調査も行い、これらのアンケート調査により明らかになった課題に取組み、マイクロチップの装着及び登録を推進している。</p>	<p>引き続き、関係機関(ペットショップ、動物病院等)と連携し、適正飼養に関する普及啓発イベントを行うほか、平成27年度に作成したマイクロチップ普及啓発ツールや普及啓発動画をネット配信した普及啓発を行った。</p> <p>課題としては、市町村における狂犬病予防注射での普及啓発は、飼い主へ直接情報提供できる機会であるために効果が大きいと考えられるものの、リーフレットの配布部数が予定数より少なかったことから、あらためて市町村に配布を呼びかけることが必要と考える。</p> <p>今後も、平成27年度に作成したマイクロチップ普及啓発ツールを活用したさらなる普及啓発について、関係機関と連携し行う。</p>
岐阜県	所有者不明の猫対策(地域猫活動の推進)	<p>新たな地域猫活動の立ち上げや既存の地域猫活動を継続的に実施するために必要な事項について検討を行う。</p> <p>平成27年度はリーフレットの作成、県民を対象とした講習会を実施し、地域猫活動に興味を持つ地域を増やし、関係する各主体(行政、ボランティア、地域住民)の知識向上を図った。また、地域猫活動をモデル的に実施した。</p> <p>それらの取組みの中で地域猫活動に必要な機材等があることが判明し、また、市町村担当者の地域猫活動への理解が必要であることが示唆されたため、平成28年度は活動に必要な機材等の購入、市町村担当者向け研修会の開催等、継続的な地域猫活動の推進(実施地域の増加等)を行った。</p>	<p>○保護機材等の購入(保護器10基・ホットマット10枚)</p> <p>県が保護器を所有してからは自治体からの貸し出し要望に対応ができ、猫の保護・不妊去勢手術を円滑に実施ができるようになった。平成28年度の保護器を貸し出して保護した頭数は25頭となった。また、ホットマットの導入により、冬期間の適切な温度・術後管理が可能となった。</p> <p>○市町村担当者向け地域猫講習会の開催</p> <p>平成28年度は県内で6地域の地域猫活動の支援を行った。そのうち、講習会後にボランティアから相談を受けた市役所職員が、動物愛護センターへ相談し、不妊去勢手術を実施した事例があった。今後も保健所と管轄市町村との会議等を継続的に実施し、情報を共有し、意見交換を行うことにより、地域猫活動への理解を深め、県と市町村の強い協力体制の構築を目指す。</p> <p>○岐阜県動物愛護センター地域猫活動支援事業(以下「支援事業」)の実施</p> <p>地域猫活動を行いたい自治会等が地域住民の理解と同意を得たうえで活動内容について動物愛護センターと事前に協議し、活動地域を所管する保健所及び市町村と連携を密にとりながら活動を進めている。地域猫活動に参画する地域内での情報共有が十分に行われていないと思われる事例があったため、持続的な地域猫活動を行うためには、地域内での活動状況の報告等情報共有の支援やフォローを、行政がある程度行っていく必要があると思われる。</p>

静岡県	所有者不明の猫対策 (TNR活動)	<p>ボランティア、市町、地域自治会との協働により、避妊去勢手術への助成金やボランティアの自己資金等の限られた費用の枠の中で最大限に効果を出すための効率的なTNRの実施方法を検討する。</p> <p>TNR活動を普及するに当たり、避妊去勢手術の費用確保は最も大きな課題のひとつであることを鑑み、市町等による手術費用の助成状況を踏まえ、効果的なTNRの実施方法を検討するため①費用の捻出②人手の確保③優先順位の設定等について、動物愛護ボランティアとの意見交換及びモデル3市における検討会を実施した。</p> <p>なお、作成した地域猫啓発資料はモデル市の地域住民に配布した。</p>	<p>○意見交換の実施 県内5箇所において、県衛生課、保健所、市町、動物愛護ボランティアによる効果的なTNRの実施方法について意見交換を行った。 ○(保健所)モデル3自治体における検討会(11月～12月) TNR活動を実施した(している)3自治体をモデルとし、保健所、市、ボランティア、地域住民による効果的なTNRの実施方法についての意見交換及び参考事例を整理するための検討会を開催した。TNR活動のポイントをまとめ、それぞれの立場からの意見を聴取した。</p> <p>課題としては、TNR及び地域猫活動は、問題地域の状況のほか、ボランティアや市町の姿勢に差異があり、統一的な方法を定めることや、安易に成功事例を当てはめることは困難であると思われる。しかし、関係者からの意見として行政に実施してほしい事項は以下のとおりであり、これらへの対応が今後の課題と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TNRや地域猫活動の広報強化(猫の飼い方指導も含む) ・市町の助成金制度の運用簡素化 ・他地域の事例や、科学的な知見の情報提供 <p>今後の課題解決の方向性としては、県として、TNRや地域猫活動についての広報を引き続き実施していく上で、市町の助成金制度や他地域の成功事例については、会議等の場で市町に周知し、困っている地域の参考にしてもらうことや、ボランティアに対しては、引き続き、意見交換会等の場で科学的な知見等を情報提供することを予定している。</p>
愛知県	保護された幼齢犬猫対策 (ミルクボランティア)	<p>殺処分数の多くを占める離乳前の犬猫について、一定期間哺乳等の世話をを行うボランティア(以下「ミルクボランティア」という。)を育成して預託するシステム構築を検討する。</p> <p>具体的には、ミルクボランティアを育成するための講習会を実施し、受講した者に対して離乳前動物を一定期間預託し、飼養してもらうモデル事業を実施することによって、必要な支援や問題点の抽出を行う。</p> <p>問題点について改善し、ミルクボランティア制度を導入することにより、離乳前動物の殺処分減少及び譲渡の推進を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護管理センター協力団体の会員等を対象に、ミルクボランティア講習会を開催し、講習会修了者のうち5名をミルクボランティア協力者として登録し、15頭の離乳前動物の預託を行った。 ・ミルクボランティア育成のためのマニュアル及び預託の際に使用する健康管理報告書等を作成した。 ・従前から実施していた協力団体を対象にした離乳前動物の預託を、個人のボランティアに拡大するための手順について検討を行うことができた。 ・講習会を開催することにより、ボランティアの方に離乳前動物の飼養について知識や技術を再認識していただくことができた。 ・今まで離乳前動物の預託を経験したことのない方に飼育方法等を知っていただき、離乳前動物の預託に理解を深めていただくことにもつながり、今後、個人のボランティアを対象にミルクボランティアを拡大するための実施方法等を検討するうえで、大変参考になった。 ・課題としては協力実績が少ないことから、ボランティア期間中に必要な支援や離乳前の動物の飼養に必要な資材の種類及び数量について十分に把握できなかったことであり、今後、実績を重ね、協力者への事後調査を行う必要がある。 <p>当該事業を継続的に行うためには、ミルクボランティア協力者の一定数の確保が必要であることから、ミルクボランティア講習会を追加開催し、事業の周知及び協力者の増員を目指す。</p>

徳島県	マイクロチップ等所有明示の推進	<p>動物取扱業者、県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等ボランティアと協力して、①迷子ペットの防止、②終生飼育、③犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、④飼い主モラルの向上のため、動物取扱業者が販売する犬・猫及び動物病院におけるマイクロチップ装着による所有者明示の推進と適正飼育の啓発を行う。</p> <p>また、協力事業者を掲載した啓発兼飼い主特典付きクーポン冊子を作成し、マイクロチップ装着のメリットを高め、また飼い主と動物取扱事業者の意識、資質向上を図る。</p>	<p>モデル事業の成果は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のマイクロチップ登録頭数が、犬で約1000頭、猫で約500頭増加した。 ・マイクロチップ装着に係る飼い主特典が追加され、飼い主への装着動機付けの一助となった。 ・動物病院の協力により、より説得力のあるマイクロチップ装着の推進が図られた。 ・施術費割引により、一層の推進が図られた。 ・啓発冊子により、飼い主の適正飼育への意識向上が期待できる。 ・県獣医師会がAIPOへの登録手続きを代行することにより、確実な登録が行われている。 ・動物取扱責任者研修にて、日本獣医師会から講師を招き、マイクロチップについての講習を実施したことで、飼い主の窓口となる動物取扱業者の意識向上が期待される。 <p>今後も、マイクロチップの装着数を増やすためには、飼い主のマイクロチップ装着メリットに関する正しい知識の普及が必要であり、動物病院や飼い主の身近な相談窓口となる事業所からの情報発信が効果的であることから、事業者との連携によりマイクロチップの普及を進めることが必要である。また、マイクロチップ装着に係る費用など、飼い主負担の軽減と装着することのメリット(登録の一元化、検診や保険割引などの飼い主特典の付与等)を実感できるシステムを展開することが必要であると考えられた。</p>
	広域譲渡の推進	<p>当県では、譲渡動物全てに不妊・去勢手術、ワクチン接種等の健康管理とマイクロチップの埋め込み、ドッグトレーナーによる基本的なしつけを実施している。これらを譲渡メリットとして次の事業を実施する。</p> <p>① ふれあいやしつけ方教室に活用できる子犬及び成犬について、希望する他自治体へ譲渡する。</p> <p>② 他自治体で譲渡希望がある子犬及び犬種について、当該自治体を通じた一般飼い主への譲渡を行う。</p> <p>また、自治体間で連携した広域譲渡の制度作りを行い、処分頭数削減のため動物愛護啓発と適正譲渡を実施する。</p>	<p>前年度より引き続き、徳島県動物愛護管理センター登録譲渡団体と受け入れ自治体の譲渡ボランティアのネットワークにより、中京圏への広域譲渡を実施した(譲渡頭数113+26頭)。譲渡後、飼い主へは、受け入れ自治体の動物愛護管理センターが実施するしつけ方教室を案内したほか、飼養する自治体での犬の登録、マイクロチップの飼い主登録の確認を行った。</p> <p>昨年度と同様に、広域譲渡受け入れ可能自治体の照会を担当者会議等で実施するも、自治体間での広域譲渡のシステム構築には至らなかったが、直接自治体間での受け入れが困難な場合の、本県のボランティアを通じた他県へのネットワークの広域化と連携の強化を推進することができた。</p> <p>課題としては、受入れ側としての譲渡動物の感染症対策や相手自治体までの輸送方法及び輸送費の負担などがあり、各自治体ボランティアにおける広域譲渡システムの広域化の推進と、譲渡動物の健康管理や輸送費負担へのフォロー体制の拡充を図ることが、スピード感のある広域譲渡の推進に繋がると考えられる。</p>
山口県	所有者不明の犬対策	<p>行政、関係団体、民間ボランティア、地域住民等が連携して、特定の地域における所有者不明の犬対策を講じることで、本県における犬の殺処分が減らない要因の一つである「公園等での所有者不明の犬の繁殖による負の連鎖」を解消する。</p> <p>また、行政に引き取られた犬については民間ボランティア等とも連携して譲渡拡大を図り、県内における犬の殺処分数の削減を目指す。</p>	<p>具体的な内容としては、以下を実施した。今後も引き続き、所有者不明の犬の削減に向けた機運の醸成、所有者不明の犬が棲みにくい環境づくり、行政に引き取られた犬の譲渡促進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学識経験者や自治会、行政職員等からなる所有者不明犬対策検討会を設置し、所有者不明犬の減少対策、危害発生防止対策、市民への普及啓発、収容動物の譲渡等について、検討を行った。 ○公園内に生息する犬やその対策等に関する住民の意見を聞くため、公園の周辺に居住する者を対象にアンケート調査を実施した(対象数:1,600人)。結果として、地域住民の9割以上が何らかの対策を求めていることから、地域住民の安全確保が最重要であり、市民が一体となった普及啓発が必要であることがわかった。 ○所有者不明の犬削減に向けた機運の醸成を図るため、住民向けの講演会を開催するとともに、官民一体となって所有者不明の犬対策を推進するため、市内8か所において、「むやみな餌やりの禁止」、「遺棄・虐待の禁止」を呼びかけ、チラシ・ノベルティグッズの配布を行うキャンペーンを実施した。

鹿児島県	所有者不明の犬猫対策	鹿児島県が有する離島地域のうち、特に所有者不明犬猫の収容が多い地域について対策を行う。動物愛護、犬猫の適正飼養に関するアンケート調査を行い、結果から対策を検討するとともに、啓発資料の作成、有識者を招いた適正飼養に関する講演会を開催する。	<p>○アンケート調査 飼い主に繁殖制限や所有者明示等の努力義務があることを知らない人が約3割あった。猫の室内飼育については、「知らない」と答えた人が約6割あり、動物愛護管理法の内容周知が十分ではないことが分かった。</p> <p>○啓発資料の作成・配布 犬猫の適正飼養に関するリーフレットを5,000部作成配布した。</p> <p>○講演会の開催 離島地域において、一般飼養者向けに30名程度の講演会(県が主催し、関係市町村、愛護団体などが開催等を支援)を2回開催した。講演会では特に犬のしつけ方について住民の関心が高かった。</p> <p>犬猫の適正飼養については十分に理解・実践している人がある一方、全く理解を示さない人も一定数存在していることから、継続的な普及啓発活動が必要であることと、課題解決のためには、現地の保健所が中心になり継続的に取り組んでいく必要があることが示唆された。本モデル事業をきっかけにして、現地の保健所が普及啓発に取り組みやすい環境づくりを進める。</p>
千葉市	普及啓発(適正飼養)の推進	動物の愛護及び適正な飼養に関し、市民が関心を持ち理解を深め、かつ啓発を行いたい対象者に合わせ、特に地域で問題となっている飼い主のいない猫対策に重点をおいた普及啓発資料の作成及び効果的な配布方法を検討する。 具体的には、啓発物作成前にアンケートを実施し、地域で問題となっていることや啓発が必要な内容の把握を行い、アンケートの実施結果等を反映して、啓発物の原案を作成し獣医師会やボランティアから意見聴取を行った。	<p>○事前アンケートの実施 一般向け(市民と猫の餌やり人を対象)及び中学生向け(教育委員会から意見聴取)に事前アンケートを実施した。実施してわかったこととして、対象者によって関心のある内容は異なり、各対象者に合わせた内容の啓発物が必要であることや、動物を飼っていない人や関心のない人にもわかるように、一般市民向けの啓発物は、啓発内容ごとにA4片面1枚で作成するなど「見てわかるもの」を作成する必要がある。また、認知度の把握方法については、ポスティングによるアンケートのほかインターネット等の活用も検討する。</p> <p>○普及啓発資料の作成 各対象者に合わせた普及啓発資料を作成し、「飼い主のいない猫対策の認知度向上」と「動物の愛護」や「適正飼養」や「返還率向上対策」に関する意見交換会等を実施した。</p> <p>○普及啓発資料を配布 自治会や学校を通じて配布した。(自治会:約25,000枚、中学校:約8,000枚)</p>
川崎市	普及啓発(適正飼養)の推進	<p>当市では、平成27年9月から『人と動物が共生する心豊かな最幸のまちかわさき推進プロジェクト「ひと どうぶつ MIRAIプロジェクト」』をスタートし、『いのちの大切さを伝える取組みとしてのいのちを「まなぶ」』・『動物の殺処分削減に向けた取組みとしてのいのちを「つなぐ」』・『動物に係る防災対策に向けた取組みとしてのいのちを「まもる」』をキーワードに実施している。</p> <p>3つの取組みのうち、本事業では『いのちを「まなぶ」』取組みを推進するために、多様な主体と連携し、広く市民(とりわけ動物に詳しくない方)への普及啓発を実施し、適正飼養に関する意識を向上させ、結果として引取り数及び殺処分数の削減を目指す。</p>	<p>○一般市民を対象とした全3回の市民公開講座を開催 土日開催及び理解しやすいテーマを選定し、テーマに沿った講師を選定した。受講者の6割が、「これからペットを飼おうか考えている、親族等がペットを飼っていて興味があった等であり、飼い主以外の市民への啓発の足掛かりとなったと思われる。また、受講者の8割が「このような講座にまた来たい」との回答であった。</p> <p>○アンケートの実施 一般市民への啓発のポイントを抽出するために、動物愛護フェアや前述の市民公開講座において、「終生飼養」、「繁殖制限」、「狂犬病予防注射」、「屋内飼養」のうち認知度及び理解度の低いものの抽出を目的として、アンケートを実施した。結果から「終生飼養」及び「屋内飼養」についての認知度及び理解度が、他の2項目と比較して低い結果であった。アンケート結果を踏まえ、啓発資料を作成した。</p> <p>今後は、一般市民(特に無関心層)が興味を抱きやすいイベントとの抱き合わせでの開催や広報戦略が練りやすいように事前受付実施できる体制の整備などによって啓発の対象を拡大していくことで、今回啓発が必要だと思われた項目への認知度理解度も高まることが期待される。</p>

福岡市	保護された幼齢猫対策 (ミルクボランティア)	動物愛護管理センターに收容される離乳前の子猫のうち、哺育可能なものについて、市民ボランティアが2か月齢程度まで哺育した後、ボランティアから動物愛護管理センターに返還し、その後新たな飼い主に譲渡する「ミルクボランティア事業」を実施することにより、効果的・効率的な哺育及び譲渡方法、課題の整理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市(ミルクボランティアの募集、登録、哺育後の猫の譲渡)、福岡市獣医師会(子猫の健康管理、哺育後の猫の不妊去勢手術)、ミルクボランティア(子猫の哺育)と、各主体が実施することにより、効果的・効率的な哺育及び譲渡方法、課題の整理を行った。 ・8頭の離乳前子猫の哺育が完了し、うち7頭については新たな飼い主に譲渡することができた。残る1頭については体調が芳しくないため、経過観察中である。当該猫は、ミルクボランティア事業対象第1号ということもあり、哺育可能か否かの見極めが十分にできていなかったものと考えられる。 ・現段階では、離乳前子猫が哺育可能か否かの基準が統一されておらず、各獣医師個人の判断に委ねている状態である。事業対象頭数の増加に従って、各獣医師個人の判断能力も向上していくものと予想されるものの、ミルクボランティアという人的資源や哺育に必要な物資をいわずに消費しかねない事項であるため、統一された判断基準を早急に作成することが重要である。
八王子市	教育活動の推進	<p>教育関係部局と連携し、小学校低学年を対象とした「命」をテーマにした教育プログラムを広めるための体制を構築する。</p> <p>具体的には、教育プログラムを実施するとともに、プログラムの内容や効果を示す資料等を作成し、配布することにより、小学校への働きかけを強化する。対象は市内小学校低学年とし、八王子市学校教育部、八王子市動物愛護推進員及び東京都動物愛護推進員と連携し、平成25、26、27年度に1校ずつ実施している。</p> <p>内容は3部構成のプログラムとなっており、プログラム受講後に子ども達に一定期間考える時間を設ける必要があるため、1校につき1か月程の日数を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度は実施校を拡充し、2校に対して「いのちの教育」を小学校2年生を対象に実施した。 ・平成27年度に、市内小学校へ「いのちの教育」を周知するためのDVDを配布していたため、今回の事業内容に関しては、学校側であらかじめ理解されており、事前説明が容易であった。また、今年度は環境省作成の動物標語ファイルを参加児童に配布することで、更なる動物愛護の普及啓発を図ると共に、新たに講師として活動を開始した八王子市動物愛護推進員をメインに授業を実施し、講師としてのスキルの向上及び充実を図った。 ・「いのちの教育」をより効果的に行うための課題として、奈良県で実施される講師育成研修会への職員の参加やパネルなどの必要備品の購入が必要なが挙げられた。
長野市	所有者不明の犬猫対策	<p>所有者不明の猫対策としては、野良猫へエサを与え、繁殖制限手術(以下「手術」という。)等の管理を実施しない市民(以下「給餌者」という。)及び手術未実施の猫を屋外で飼育している市民に向け、猫の適正管理を推進するための普及啓発物を作成した。</p> <p>所有者不明の犬対策では、犬の飼い主に向け、犬の逸走防止等、適正管理に係る普及啓発ビデオを作成した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫の給餌者に向け、不妊去勢手術の実施を推進するためのポスター、POPを作成し、キャットフードを販売するホームセンターや動物病院、ペットショップ等に掲示した。また、市民及び住民自治協議会等に向け、猫の適正飼育と野良猫の増加防止等に係るビデオ「野良猫を増やさないために」や、犬の適正管理に係るビデオ「犬の飼い主マナーアップ」を制作し、住民自治協議会等への貸し出しや当市での放映、ホームページ等で視聴できるようにした。いずれの映像も、専門家によるQ&A方式で講話を主体に進行するものであり、映像の時間も15分程度で視聴しやすい長さとした。 ・作成した普及啓発物を広く周知することにより、他者に迷惑が及ぶおそれがあることを認識している飼養者には飼育方法の改善等に一定の効果があると思われるが、問題意識を持たない飼養者については効果が薄いため、効果的な普及啓発手法を検討していくことが必要である。
鹿児島市	マイクロチップ等所有明示の推進	<p>犬猫の将来的なマイクロチップ装着等の所有明示措置の義務化に備え、飼い主のマイクロチップに対する認知度の向上及びマイクロチップ装着の普及促進に資することを目的とした。</p> <p>公益社団法人鹿児島県獣医師会、鹿児島地区獣医師会との連携協力のもと、動物病院における犬猫の受診時にマイクロチップ装着等の実態調査を実施するとともに、飼い主に対し、マイクロチップの有効性等の説明を行い、所有明示の必要性の周知・啓発、終生飼養等の意識向上を図る。</p> <p>また、希望飼い主の犬猫へマイクロチップ装着を実施するとともに、装着後の影響等について調査を実施した。</p>	<p>鹿児島県獣医師会、鹿児島地区獣医師会との連携協力により、鹿児島市内の動物病院等(50か所)において、下記の事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①犬猫へのマイクロチップリーダー読取によるマイクロチップ装着確認及び実態調査等(アンケート調査) ②飼い主へパンフレット等の配布等によるマイクロチップ有効性等の説明、所有明示の必要性の周知・啓発 ③希望飼い主の犬猫へのマイクロチップ装着 等 <p>課題としては、マイクロチップを含む所有明示措置の実施率が低いため、飼い主へのマイクロチップ装着に関するメリットを、保健所と動物病院等の連携を含めた広報等により周知していくことが必要と思われた。また、装着したマイクロチップのAIPOへの登録を推進するため、県獣医師会や動物病院の協力を得ながら、飼い主への周知を継続的に行うことが必要と思われた。</p>